



山形県公報

平成24年8月31日(金)
第2373号
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目 次

### 告 示

- 山形県保育所整備資金利子補助金交付規程の一部を改正する規程……………(子育て支援課) ……1025
- 生活保護法による指定医療機関の指定……………(健康福祉企画課) ……同
- 生活保護法による指定医療機関の廃止の届出……………(同) ……1026
- 生活保護法による指定介護機関の変更の届出……………(同) ……同
- 救急病院の告示……………(地域医療対策課) ……1027
- 土地改良事業施行の認可……………(庄内総合支庁農村計画課) ……同
- 同……………(同) ……同
- 同……………(同) ……同
- 道路の区域の変更……………(村山総合支庁西村山建設総務課) ……1028
- 県道の供用の開始……………(同) ……同
- 公共測量の実施の通知……………(用地課) ……同

### 公 告

- 特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請……………(置賜総合支庁地域振興課) ……1029
- 特定調達契約に係る落札者の公告……………(情報企画課) ……同
- 住民監査請求に係る監査結果……………(監査委員) ……同

## 告 示

### 山形県告示第859号

山形県保育所整備資金利子補助金交付規程の一部を改正する規程を次のように定める。  
平成24年8月31日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

#### 山形県保育所整備資金利子補助金交付規程の一部を改正する規程

山形県保育所整備資金利子補助金交付規程(昭和53年10月県告示第1855号)の一部を次のように改正する。  
第2条中「年0.60パーセント」を「年0.55パーセント」に改める。

#### 附 則

- 1 この規程は、公布の日から施行し、改正後の第2条の規定は、平成24年8月10日から適用する。
- 2 平成24年8月10日前に借り入れられた借入金に係る利子補助金の額の算定の際融資残高に乗ずる割合については、なお従前の例による。

### 山形県告示第860号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。)の規定により、指定医療機関を次のとおり指定した。

平成24年8月31日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指 定 医 療 機 関 の 名 称 | 指 定 医 療 機 関 の 所 在 地 | 指 定 年 月 日  |
|-------------------|---------------------|------------|
| チ エ リ ー 薬 局       | 長井市成田1890番地10       | 平成24. 8. 1 |

**山形県告示第861号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により指定医療機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成24年8月31日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指 定 医 療 機 関 の 名 称 | 指 定 医 療 機 関 の 所 在 地 | 廃 止 年 月 日   |
|-------------------|---------------------|-------------|
| な り た 調 剤 薬 局     | 長井市成田1890番地10       | 平成24. 7. 31 |

**山形県告示第862号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定介護機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成24年8月31日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 (1) 届出をした指定介護機関の名称及び所在地  
特別養護老人ホーム眺葉園  
西村山郡河北町谷地字東680番地
- (2) 届出の内容

| 指 定 介 護 機 関 の 所 在 地 |                  | 変 更 年 月 日  |
|---------------------|------------------|------------|
| 変 更 前               | 変 更 後            |            |
| 西村山郡河北町谷地字東667番地 1  | 西村山郡河北町谷地字東680番地 | 平成24. 4. 5 |

- 2 (1) 届出をした指定介護機関の名称及び所在地  
特別養護老人ホーム紅梅荘  
最上郡最上町大字向町73番地の3
- (2) 届出の内容

| 指 定 介 護 機 関 の 所 在 地 |                  | 変 更 年 月 日   |
|---------------------|------------------|-------------|
| 変 更 前               | 変 更 後            |             |
| 最上郡最上町大字向町683番地     | 最上郡最上町大字向町73番地の3 | 平成24. 5. 31 |

- 3 (1) 届出をした指定介護機関の名称及び所在地  
紅梅荘指定短期入所生活介護事業所  
最上郡最上町大字向町73番地の3

## (2) 届出の内容

| 指定介護機関の所在地      |                  | 変更年月日       |
|-----------------|------------------|-------------|
| 変 更 前           | 変 更 後            |             |
| 最上郡最上町大字向町683番地 | 最上郡最上町大字向町73番地の3 | 平成24. 5. 31 |

## 山形県告示第863号

次の病院は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する救急病院である。  
平成24年8月31日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 名 称         | 所 在 地             | 認 定 期 間                      |
|-------------|-------------------|------------------------------|
| 白 鷹 町 立 病 院 | 西置賜郡白鷹町大字荒砥甲501番地 | 平成24年10月1日から<br>平成27年9月30日まで |

## 山形県告示第864号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第1項の規定により、新規土地改良事業の施行を次のとおり認可した。

平成24年8月31日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 土地改良事業を行うものの名称  
庄内赤川土地改良区（農山漁村活性化対策整備に関する事業：大山三字地区）
- 認可年月日  
平成24年8月23日
- その他  
この認可の取消しの訴えは、山形県を被告として（訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。）、認可のあったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。

## 山形県告示第865号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第1項の規定により、新規土地改良事業の施行を次のとおり認可した。

平成24年8月31日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 土地改良事業を行うものの名称  
庄内赤川土地改良区（農山漁村活性化対策整備に関する事業：猪子地区）
- 認可年月日  
平成24年8月23日
- その他  
この認可の取消しの訴えは、山形県を被告として（訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。）、認可のあったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。

## 山形県告示第866号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第1項の規定により、新規土地改良事業の施行を次のとおり認可した。

平成24年8月31日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 土地改良事業を行うものの名称  
庄内赤川土地改良区（農山漁村活性化対策整備に関する事業：押切新田地区）
- 2 認可年月日  
平成24年8月23日
- 3 その他  
この認可の取消しの訴えは、山形県を被告として（訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。）、認可のあったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。

#### 山形県告示第867号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部西村山建設総務課において平成24年8月31日から同年9月13日まで縦覧に供する。

平成24年8月31日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県 道
- 2 路 線 名 長井大江線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区 間                                        | 旧新の別 | 敷地の幅員                                  | 延 長                          |
|--------------------------------------------|------|----------------------------------------|------------------------------|
| 西村山郡朝日町大字大谷字立小路1508番4から<br>同 字下根沢1746番11まで | 旧    | 21.0 <small>メートル</small><br>}<br>9.0   | <small>メートル</small><br>1,432 |
| 同 上                                        | 新    | 同 上                                    | 同 上                          |
| 同 上                                        |      | 326.0 <small>メートル</small><br>}<br>14.0 | <small>メートル</small><br>1,927 |

#### 山形県告示第868号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部西村山建設総務課において平成24年8月31日から同年9月13日まで縦覧に供する。

平成24年8月31日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路 線 名 長井大江線
- 2 供用開始の区間 西村山郡朝日町大字大谷字立小路1508番4から  
同 字下根沢1746番11まで
- 3 供用開始の期日 平成24年8月31日

#### 山形県告示第869号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、道路管理者山形県知事から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成24年8月31日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施する地域  
酒田市安田地域
- 2 公共測量を実施する期間  
平成24年8月17日から同年11月15日まで
- 3 作業の種類  
公共測量（基準点測量）

## 公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証について申請があった。

平成24年8月31日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 申請のあった年月日  
平成24年8月17日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
  - (1) 名称  
特定非営利活動法人レインボープラン市民農場
  - (2) 代表者の氏名  
竹田 義一
  - (3) 主たる事務所の所在地  
長井市
  - (4) 定款に記載された目的  
この法人は、長井市において、レインボープランが提唱する「地域循環」、「ともに」及び「土は命のみなもと」の三つの理念を基本として、市民参画による地域営農を推進し、環境保全型農業による安全安心な農作物を市民に供給するとともに、併せて、農場を食農教育や生きがい支援、癒しのための体験の場などとして活用し、環境に配慮した住み良い個性的なまちづくりの推進に寄与することを目的とする。

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

なお、この落札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成24年8月31日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量  
山形県基幹高速通信ネットワークPC運用管理業務 一式
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地  
山形県企画振興部情報企画課基幹ネットワーク調整担当 山形市松波二丁目8番1号  
電話番号023(630)2098
- 3 落札者を決定した日 平成24年6月20日
- 4 落札者の名称及び所在地  
株式会社アイエスエフネット 東京都港区赤坂八丁目4番14号
- 5 落札金額 22,113,000円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 山形県物品等又は特定役務の調達手続の特例に関する規則（平成7年12月県規則第95号）第3条の公告を行った日 平成24年5月11日

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第4項の規定により、住民監査請求に係る監査の結果を次のとおり公表する。

平成24年8月31日

|         |   |   |       |   |
|---------|---|---|-------|---|
| 山形県監査委員 | 船 | 山 | 現     | 人 |
| 山形県監査委員 | 広 | 谷 | 五郎左エ門 |   |
| 山形県監査委員 | 小 | 山 | 壽     | 夫 |
| 山形県監査委員 | 加 | 藤 |       | 香 |

### 第1 請求の受付

- 1 請求人  
尾花沢市新町一丁目4番32号 高 桑 順 一

|                    |         |
|--------------------|---------|
| 最上郡最上町大字富澤834番地の 5 | 押 切 喜 作 |
| 最上郡最上町大字塚田90番地の 5  | 高 嶋 昭   |
| 最上郡最上町大字向町644番地の 3 | 大 場 武 男 |
| 新庄市城西町 5 番37号      | 杳 澤 正 昭 |
| 天童市長岡北三丁目 5 番22号   | 川 邊 孝 幸 |
| 山形市荒楯町一丁目 9 番28号   | 清 野 眞 人 |
| 鶴岡市箕升新田字西新田75番地 1  | 佐久間 憲 生 |
| 鶴岡市若葉町22番25号       | 桑 原 英 夫 |
| 鶴岡市若葉町22番25号       | 桑 原 浩 子 |
| 鶴岡市日出二丁目13番41号     | 長 南 厚   |
| 鶴岡市上畑町 8 番55号      | 劔 持 博 子 |
| 鶴岡市新海町17番 3 号      | 成 澤 昇   |
| 鶴岡市新海町17番 3 号      | 成 澤 孝 子 |
| 鶴岡市大西町29番44号       | 鈴 木 勝 也 |
| 鶴岡市宝徳字西鴨田19番地      | 成 澤 辰 己 |
| 鶴岡市藤岡字三千刈23番地 1    | 佐久間 未澄希 |
| 鶴岡市水沢字割田11番地内 2 号  | 長谷川 穹   |

## 2 請求書の提出

平成24年 6 月 29 日

## 3 請求の内容（措置請求書の原文に即して記載した。）

## (1) 措置の要求

山形県知事が、平成24年度に最上小国川ダムに関する建設工事、調査等の契約を締結し、県の公金を支出しないこと等、必要な措置を講ずることを求める。

なお、既に公金支出がなされている場合には、この支出について返還を求めるなど、必要な措置をとることを求める。

## (2) 請求の要旨

ア 最上小国川ダム計画の最大の目的は、赤倉温泉地内の水害防止である。しかし、赤倉温泉地内の水害の実態は、大部分が「内水氾濫」である。「内水氾濫」は、独自の対策を取らない限り、ダムによって防ぐことはできない。赤倉温泉地区の主な水害である「内水氾濫」対策を実施することなく、ダムによる治水対策を先行させることは、河川法第 1 条、河川法第16条の 2 第 2 項に違反し、ダム建設のための公金支出は地方自治法第 2 条第14項、第16項、及び地方財政法第 4 条に違反する。

イ 赤倉温泉地内の最上小国川には、あべ旅館の岩風呂の温泉湧出を増やす目的で、コンクリート固定堰（県は、河床洗掘を防ぐ目的で設置した「床止工」だと主張、設置年度不明）を設置している。その結果、赤倉温泉地内の最上小国川の河床高は、本来の高さ（自然な高さ）より 1 m 以上高くなっている。この地域の水害は、堆砂を促進するような河川管理を行ってきたことが原因である。

堰を設け河床を高くして、河川の流下能力を低下させたままダム建設を行うことは、河川法第 1 条、第 16 条の 2 第 2 項に違反し、そのための公金支出は地方自治法第 2 条第14項、第16項、及び地方財政法第 4 条に違反する。

ウ 赤倉温泉地内の最上小国川は、河床勾配が100分の 1 程度の急勾配河川であることから、河床掘削、堤防嵩上げ、河道拡幅の組み合わせによる河道改修によって、赤倉地点の既往最大流量と推定される、昭和23年 9 月洪水の最大流量＝270m<sup>3</sup>/s に相当する流下能力を確保することは可能である。県は、河床掘削によって「温泉湧出に致命的影響が出る恐れがある」として、河道改修案を拒否している。

しかし、河床掘削により影響が出ると考えられるのは、あべ旅館の岩風呂一か所である。これに対し、適切な対策を取れば河床掘削の影響を避けられるだけでなく、この岩風呂の湧出を安定させる効果も期待できる。温泉の湧出に影響させずに、河道改修による治水対策が可能であるにもかかわらず、ダム建設を行うことは、河川法第 1 条、第16条の 2 第 2 項に違反し、そのための公金支出は地方自治法第 2 条第14項、第16項、及び地方財政法第 4 条に違反する。

エ 「穴あきダム」は、中小洪水時の流量制限や濁水の継続などにより、予測しがたい自然環境への悪影響をおよぼし、アユをはじめとする魚類及び河川の動植物の生育環境を変化させ、流域住民の生活と経済活動に大きな損失をもたらす。

「穴あきダム」建設は河川法第1条に違反し、そのための公金支出は地方自治法第2条第14項、第16項、及び地方財政法第4条に違反する。

オ 「穴あきダム」の場合、常用洪水吐きが河床と同じ高さに設置され、土砂や流木により閉塞する危険性が極めて高い。常用洪水吐きの閉塞によって、下流の自然環境と流域住民の生活は重大な悪影響を受ける。

また、計画と異なる出水パターン、「超過洪水」の場合に洪水制御機能が発揮されず、逆に流量が増加して、下流の水害を大きくする危険性が極めて高い。

流域の自然環境に悪影響をおよぼし、水害軽減効果が不確実な、「穴あきダム」による治水対策は、河川法第1条、第16条の2第2項に違反し、そのための公金支出は地方自治法第2条第14項、第16項、及び地方財政法第4条に違反する。

### (3) 事実証明書

請求に際し、提出された事実証明書は次のとおり。（項目のみ記載）

#### ア 請求要旨「内水氾濫問題」

- (ア) No.1 最上小国川の洪水被害記録
- (イ) No.2 最上小国川出水状況
- (ウ) No.3 小国川だより第33号
- (エ) No.4 第3回赤倉地区内水対策事業連絡調整会議

#### イ 請求要旨「河床高さ問題」

- (ア) No.5 赤倉地区の河床高の変化
- (イ) No.6 赤倉温泉地内の堰と堆砂状況写真

#### ウ 請求要旨「河道改修問題」

- (ア) No.7 「できるだけダムにたよらない治水」への政策転換に対するご協力をお願い
- (イ) No.8 河床地質図
- (ウ) No.9 最上小国川－河川改修は可能

#### エ 請求要旨「環境影響問題」

- (ア) No.10 穴あきダムによるアユへの影響を考える

#### オ 請求要旨「穴あきダムの危険性問題」

- (ア) No.11 「流水型穴あきダム」の安全性・環境影響を問う
- (イ) No.12 岩手県雫石町北上川水系南畑川・レン滝ダムの現状
- (ウ) No.13 ダム予定地点100m上流にある砂防ダムの状況
- (エ) No.14 小国川だより第18号

## 4 請求の受理

本件請求は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条第1項に定める要件を具備していると認め、平成24年7月9日に受理した。

## 第2 監査の実施

### 1 監査対象事項

平成24年度山形県予算のダム整備事業費のうち、最上小国川ダム建設事業に係る支出（当該行為がなされることが相当の確実さをもって予測される場合を含む。以下同じ。）が、法第242条第1項に規定する違法若しくは不当な公金の支出に該当するかどうかを監査対象事項とした。

この場合、最上小国川ダム建設事業が、河川法（昭和39年法律第167号）及び関係法令等に基づいて適正に手続きが進められているかどうかについても監査対象事項とした。

### 2 請求人の証拠の提出及び陳述

法第242条第6項の規定により、平成24年7月19日、請求人に証拠の提出及び陳述の機会を与えた。

証拠の提出及び陳述には、請求人のうち清野真人、高桑順一、川邊孝幸、桑原英夫、大場武男、沓澤正昭及び佐久間憲生の7名が出席した。

新たな証拠が提出され、大場武男、桑原英夫、川邊孝幸及び清野真人の4名が陳述を行った。

陳述における請求人の主張の要旨は次のとおりであった。

#### (1) 大場武男

ア 最上小国川は、天然アユの宝庫である。平成22年の河川別の漁獲量では県内全体の23.3%、アユは44%

を占めている。昨年10月の朝日新聞報道では、アユによる経済効果は年間22億円であり、河川環境やアユ資源が悪化すると10億円規模の経済損失とあった。

イ 最上小国川の河川改修が進み、赤倉温泉地区を除いて深刻な水害は見られなくなっている。また、同地区内の水害の実態は、「内水氾濫」による浸水被害である。

ウ 平成19年1～2月の、最上町全体で行われたダムの早期実現を求める署名活動では、85.1%の署名があったが、これは、事前に全戸配布した治水対策のパンフレットにより、ダム案は安く上がり、工事期間も短く、河道改修案は38年かかるという、恫喝ともいえるべき宣伝が行われたことによるものである。

エ 最上小国川は、県内では群を抜いてアユの生息数が多く、地域の経済は川とともに発展してきた。この清流を生かした地域振興、活性化が図られなければならない。

そのためには、①景観に配慮した河川改修により清流にふさわしい整備が求められる。②内水被害を無くす工事を先行させれば、水害対策は前進する。③廃湯・生活廃水を処理する「浄化センター」の設置を急ぐ必要がある。④清流小国川を生かした地域振興計画を、流域住民・地域の関係団体とともに策定し、推進することが必要である。

オ 以上のことから、ダム建設は河川法第1条、第16条の2に違反する。

## (2) 桑原英夫

ア 最上小国川の治水対策については、最初にダムありきである。平成22年の国のダム見直しにより再検討がなされ、4つの案を比較検討しダム案が最良となったのは、予想どおりであった。

イ 平成3年度の予備調査より、既に調査費に5億6千万円が支出されている。

ウ 平成3年の大手骨材メーカーのダム営業マニュアルが平成18年10月22日付けの新聞赤旗日曜版でスクープされ、その中のダム発注見込みリストに最上小国川が既に出ている。

エ ダム工事を金儲けにしている人たちがいる。業者は「ダムはぼろい」と言っている。ぼろ儲けできるのである。政官業で食い物にしている。

オ ダムの工事費は当初の1.5倍から2.3倍に増加する。治水の方法でダムが一番県民の負担が軽いというのは、全くのごまかしである。

カ 昭和61年の建設省土木研究所ダム部長の論文によると、穴あきダムはダム管理の省力化のために生まれてきたことが分かる。

キ 水の需要が減少し、利水目的のダムが建設中止になっている中で、穴あきダムは、ダムを作りたい人が「治水」を錦の御旗に進めているものである。

ク 穴あきダムは全国でも建設例が少なく、どのような問題を抱えているのか分かっていない。事実証明書の益田川ダムの写真を見ても穴あきダムの穴が土砂流木で塞がれるという問題も未解決である。

ケ 再評価の報告書では戦後最大級の洪水を想定しているというが、満水となりダムの上からの放流となればどうなるのか、報告書では全く触れていない。国内外では、ダムの放流で被害が発生した例もある。

コ 以上のことから、穴あきダムの建設は河川法に違反している。

## (3) 川邊孝幸

### ア 内水被害の問題

(ア) 平成に入ってから洪水被害は、基本的には内水被害である。

(イ) 最上小国川は、特に平成に入ってから河川の水が溢れて被害が出ているといったことはない。

(ウ) 事実証明書（以下「証明書」という。）No.2、No.3では、内水の水をポンプで川に放水している。人為的に放水しないと内水を放出できない。

(エ) 証明書No.3では、「地域の方々の思い」で、早坂さんの言葉が引用されているが、これは川の水が溢れたのではなく、川とは別のところから流れ込んできた水をポンプアップしないと川に流すことができないということで、これは抜本的に問題があるということである。

(オ) 証明書No.5では、太い破線で書いてあるのが数十年前、戦前の頃の本来的河床の高さと河床勾配である。現在の実際の河床高は黒丸の実線で示されている。この高さは人為的に操作されてきたものである。

一番下流側の床止めが堆積物・砂礫を堆積させて1メートル以上河床を上げていることが分かる。そのために、洪水・増水のときに内水の水面よりも増水した川の水面の方が高くなり、内水が外に出て行くことができないという状況を作っている。

(カ) 赤倉温泉は、川原に露出している岩の割れ目から、63度の温泉が湧出している。63度では熱いので川の水を入れて冷却していた。昭和27年に米軍が撮影した写真には木杭が写っており、当時の川は河床が



もっと低かったことから、渇水期には水を溜めないとお風呂に入れられないため、木杭で堰を作って溜めた。

- (キ) 木杭を県がコンクリートに替えたことを認めており、床止工ではなく堰の役割を果たしているというのが証明書No.6の写真。普段は写真のように落差工のようにになっているが、杭に板を渡して、堰としている。県は床止工と言っているが、そうではないことはこれを見れば歴然としている。
- (ク) 証明書No.8は地質断面図で、グレーの点線、斜めの破線等が元々の戦前の河床の状態。これに対し、白丸で表示されているのが床止工と呼ばれる堰を作ってから堆積した堆積物である。実際にもともと川原のところに、県が堤防を作って川を狭めて川の流路と温泉を仕切った歴史的経緯がある。
- (ケ) 県がこれらを進めてきた結果、外水被害の可能性があるし、内水被害も現実になっていることを是非理解願いたい。

#### イ 温泉について

- (ア) 私も含めて平成20年度に山形県赤倉温泉調査が行われた。アドバイザーとして、中央温泉研究所の高橋さん、山形大学の山野井、川邊が専門家として入った。岩盤の割れ目から出ている温泉に影響が出る可能性が大きいので、河川改修による洪水対策は困難であり、温泉に影響が出ない河川改修について検討するためには、何でそこに温泉が出ているかを明らかにすることを私たちは主張した。それに県が応え、温泉の湧出機構を明らかにすることを目的とした調査が行われた。
- (イ) あべ旅館の岩風呂は、排水したりお湯を抜いても最終的に川の水位と一緒になる。40度のお湯を作るには63度の温泉と20度の水を1対1でブレンドすれば40度の温泉ができる。その状態でお風呂に入ってきていることが分かる。
- (ウ) 県の委員会で川の水も入ってきているのではないかと話をしたが、分からないという話だった。ところが、楽天トラベルの口コミ情報を調べてみると「川の水が増水してお風呂の水が濁って入れなかった」というのが1年に1～2回出ている。明らかに川の水が入っている。県の報告書（中間報告・最終報告案）に対して、川の水が実際に含まれていると主張したが、最終報告には取り込まれなかった。（これらに関する証拠として、最終報告書、中間報告・最終報告案及び最終報告案に対する川邊意見の3点が提出されている。）
- (エ) 60数度の温泉と40度前後の温泉との動きを分けて考えなければだめということを主張したが、結局時間切れという形で60数度の温泉と40度前後のお湯も地下から湧き出していると県は判断した。報告書の中身は学者の合意を得ていない。原文では、中間報告・最終報告案の13ページのとおりで、「下記の学識経験者の指導を受け実施し、了承を受けた。」と入っているが、私が出した案に対し応えなかったため、最終報告書では、「下記の学識経験者から指導を受けて実施した。」で終わっている。
- (オ) アドバイザーの意見を基に、県では温泉に影響があるので河床を掘削できないとしているが、それは嘘である。

#### ウ 穴あきダムについて

- (ア) 穴あきダムの問題は基本的にこの前の九州北部で起こった水害被害を見ても、突出して大量の土石流が流れてきた場合はどんな所であろうと対処できない。
- (イ) 県は、土石流災害について、平成21年4月に行われた公聴会で、これまで過去にあそこは土石流災害が発生していない場所だから今後とも安全だと回答している。
- (ウ) 間違った判断の下に現在の工事が進められている。

#### エ 以上のことから、ダム建設は河川法第1条、第16条の2に違反する。

#### (4) 清野真人

- ア 最初に大場さんの意見の中で、ダム建設は20年来の悲願という話があったが、20年間もどうして着工できなかったか、その背景を監査委員の方には考えて欲しい。
- イ 漁協は一貫して反対しており、河床高、内水被害、温泉と河川改修等の問題があり、矛盾点があるためである。
- ウ 私たちは、観念的な反対をしているのではなく、過去の経過、資料・データからダムによらない治水が可能と確信している。
- エ ダムによらない治水が可能であるにもかかわらず、あえてダムに依存するということがあっていいのか。関係住民の意見を聞いて、本当に必要な災害防止をしなければいけないという河川法第1条の理念、あるいは、河川整備計画についていかにあるべきかということを定めた河川法第16条の2に明らかに違反している。この点について、監査委員の皆さんには、しっかりと見ていただきたい。

(5) 請求人陳述までに請求人から提出された新たな証拠

- ア 県温泉調査最終報告書の写し（抜粋）
- イ 同調査中間報告・最終報告案（抜粋）
- ウ 同調査最終報告案に対する川邊意見

### 3 監査対象部局

監査対象部局を、県土整備部及び最上総合支庁とした。

## 第3 監査の結果

### 1 事実関係の確認

県土整備部及び最上総合支庁の関係職員より、最上小国川ダム建設に係る事実関係について聴取し確認した結果は以下のとおりである。

#### (1) 最上小国川における洪水被害の歴史

昭和20年代以降に発生した最上小国川の最上町における主な洪水の記録は、次のとおりである。

<主な洪水の記録>

| 時 期                         | 記 録                                                                                                 |
|-----------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 昭和23年 9 月 15 日<br>～17 日     | 赤倉温泉の旅館 2 棟流出                                                                                       |
| 昭和24年 8 月 31 日              | 満沢橋流失                                                                                               |
| 昭和30年 6 月 24 日<br>～27 日     | 白川橋流失                                                                                               |
| 昭和31年 8 月 5 日               | 日雨量200mmを越す集中豪雨で町の交通が断絶                                                                             |
| 昭和42年 7 月 28 日<br>～29 日     | 60年振りの集中豪雨（大正 2 年 8 月）で被害額 3 億円                                                                     |
| 昭和44年 7 月 26 日<br>～ 8 月 2 日 | 一週間続きの豪雨で267mmの総雨量を記録、被害甚大                                                                          |
| 昭和44年 8 月 6 日<br>～ 9 日      | 4 日間の集中豪雨で総雨量325mmを記録                                                                               |
| 昭和49年 7 月 31 日<br>～ 8 月 1 日 | 総雨量370mmの集中豪雨となり、全壊 1 戸、半壊 2 戸、床上浸水61戸、床下浸水278戸、道路欠損27箇所、堤防決壊130m、橋梁流失18箇所、農地の流失・冠水700ha、被害額23億円    |
| 昭和62年 8 月 28 日              | 集中的な大雨により赤倉最上荘付近の一般住宅床下浸水 3 戸                                                                       |
| 平成 6 年 9 月 30 日             | 台風26号の通過により、床下浸水 6 戸、水田法面一部崩壊 1 箇所、河川堤防決壊 5 箇所、法面崩壊 1 箇所、被害額0.5億円                                   |
| 平成10年 9 月 16 日              | 台風 5 号による集中豪雨で最上小国川及び支流が氾濫、数箇所堤防が決壊、赤倉温泉街では旅館など床上浸水11戸、床下浸水 7 戸の被害が出て地区住民や旅館宿泊客が避難する事態となった。被害額1.5億円 |
| 平成14年 7 月 11 日              | 梅雨前線を伴った台風 6 号により最上小国川で 5 箇所、支流河川で22箇所の護岸決壊や護岸洗掘、赤倉温泉では内水処理ができず床下浸水 1 棟、被害額0.9億円                    |
| 平成16年 7 月 17 日              | 梅雨前線による豪雨により最上小国川及び支流河川で数十箇所の護岸決壊等発生、被害額2.9億円                                                       |
| 平成18年12月26日<br>～27 日        | 季節はずれの豪雨（総雨量111mm）に加え融雪が重なり、床上浸水 2 戸、床下浸水 6 戸                                                       |
| 平成21年10月 8 日                | 台風18号による洪水で、床下浸水 3 戸                                                                                |

※ 最上小国川ダム事業の検証に係る対応方針報告書より作成

## (2) 最上小国川ダム建設事業の概要（ア～ウは最上小国川ダム全体計画書による）

## ア ダム諸元

|        |                         |
|--------|-------------------------|
| ・位置    | 最上郡最上町大字富沢              |
| ・河川名   | 一級河川 最上川水系 最上小国川        |
| ・目的    | 洪水調節                    |
| ・形式    | 重力式コンクリートダム             |
| ・型式    | 流水型ダム（穴あきダム）            |
| ・堤高    | 41.0m                   |
| ・堤頂長   | 143.0m                  |
| ・堤体積   | 39,800m <sup>3</sup>    |
| ・総貯水容量 | 2,300,000m <sup>3</sup> |

## イ ダム設計における基礎データ

|              |                            |
|--------------|----------------------------|
| ・治水安全度（計画規模） | 1/50（50年に1回程度の確率で発生する降雨）   |
| ・計画降雨        | 176mm/24h                  |
| ・基本高水流量      | 340m <sup>3</sup> /s（赤倉地点） |

## ウ 工事費等

|        |           |
|--------|-----------|
| ・工期    | 平成20～27年度 |
| ・全体事業費 | 70億円      |

## エ 平成24年度予算の状況（請求日現在）

|               |                     |
|---------------|---------------------|
| ・最上小国川ダム建設事業費 | 572,000,000円（事務費含む） |
|---------------|---------------------|

## (3) 最上小国川ダム建設事業の経過

## ア 最上小国川の管理

一級河川の管理は、河川法第9条第1項の規定により国土交通大臣が行うが、同条第2項の規定により、国土交通大臣が指定する区間については、その事務の一部を都道府県知事が行うことができるとされており、最上小国川については、昭和40年3月29日に山形県知事が管理を行うことと定められている。

## イ 最上小国川に係る河川整備基本方針及び河川整備計画

河川管理者は、河川法第16条の規定により、その管理する河川について河川整備基本方針を定めるとともに、河川法第16条の2の規定により、河川整備基本方針に沿って計画的に河川の整備を実施すべき区間について、河川整備計画を定めなければならないとされている。

最上小国川については、平成11年12月に国土交通大臣が一級河川最上川水系河川整備基本方針を、平成15年9月に山形県知事が一級河川最上川水系最上圏域河川整備計画（知事管理区間）（以下「河川整備計画」という。）を策定している。なお、この河川整備計画においては、最上小国川流域における治水安全度向上の必要性が示されているが、具体的な治水計画は示されていない。

## ウ 最上小国川ダム建設に向けた地元の要望と調査の実施

昭和62年9月最上町から山形県に対し、最上小国川への治水ダム建設の要望が出され、平成3年度から地質調査等ダム建設の可能性を調査する予備調査が、平成7年度からは治水計画検討や温泉への影響調査、環境調査等を行う実施計画調査が行われている。

## エ 治水対策の検討と河川整備計画の変更

## (ア) 治水対策の検討

平成17年度、河川整備計画で必要性が示された最上小国川流域における治水安全度向上のため、具体的な治水対策について調査が行われた。

調査の中では、①河道改修案、②ダム（流水型）建設案、③放水路案の3つの工法について検討がなされ、経済性や自然環境・社会環境への影響を比較し、ダム（流水型）建設案が適当との結論が得られている。

## 治水対策の検討結果（要約）

| 項 目      |               | 河道改修案                                         | ダム (流水型) 建設案                       | 放水路案                                           |
|----------|---------------|-----------------------------------------------|------------------------------------|------------------------------------------------|
| 概 要      |               | 河道改修により流下能力を高める。                              | ダムにより洪水調節。調節でも治水安全度が確保されない箇所は河道改修。 | 赤倉地区より分水してバイパスする。バイパス区間以外で治水安全度が確保されない箇所は河道改修。 |
| 経 済 性    | 事 業 費         | 160.6億円                                       | 130.6億円                            | 160.3億円                                        |
|          | 評 価           | △                                             | ○                                  | △                                              |
| 自然環境への影響 | 野山の生態系        | —                                             | 改変地の動植物や周辺の猛禽類等への影響懸念              | 改変箇所のほとんどは自然度の低い耕作地等                           |
|          | 河道の生態系        | 掘削等により一部の植生が一時的に失われる。                         | 掘削等により一部の植生が一時的に失われる。              | 掘削等により一部の植生が一時的に失われる。                          |
|          | 水質・付着藻類       | 特にない。                                         | 常時貯留しないため、水質、砂礫の供給、濁水の収束に対する影響は軽微。 | 特にない。                                          |
|          | 評 価           | ○                                             | △                                  | ○                                              |
| 社会環境への影響 | 景観・文化         | 赤倉の温泉街の景観が一変する。「かけ流し」や「清流に近い」などの赤倉温泉の特徴が失われる。 | 集落から離れたところで、ほとんど人目に触れない。           | 集落付近に構造物ができ、日常的な景観に影響がある。                      |
|          | 赤倉地区での効果発現の時期 | 約40年後                                         | 約10年後                              | 約25年後                                          |
|          | 工事期間          | 約40ヵ年                                         | 約20ヵ年                              | 約25ヵ年                                          |
|          | 評 価           | ×                                             | ○                                  | △                                              |
| 総 合 評 価  |               | ×                                             | ○                                  | △                                              |

(イ) 河川整備計画変更に向けた意見の聴取等

最上小国川における治水対策を実施するためには、平成15年9月に策定した河川整備計画の変更が必要であり、変更に向けた手続きとして河川法第16条の2に定める意見聴取等が行われた。

a 河川法第16条の2第3項に規定する学識経験者の意見聴取

県は、河川整備計画の変更について、学識経験者で構成される最上川水系流域委員会（以下「流域委員会」という。）に対して意見を求めた。

流域委員会は、地域特性を変更計画に十分に反映させるため、学識経験者と地域の関係者を構成員とする最上地区小委員会（以下「小委員会」という。）を設置した。小委員会は、次のとおり6回の委員会の開催と現地調査を実施し、意見をとりまとめ、平成18年5月23日に流域委員会委員長あてに報告している。

<小委員会開催状況>

| 開 催 日      | 会 議 名  | 内 容     |
|------------|--------|---------|
| 平成18年1月20日 | 第1回委員会 | 設立・概要説明 |

|            |        |              |
|------------|--------|--------------|
| 平成18年1月30日 | 第2回委員会 | 意見交換         |
| 平成18年2月24日 | 第3回委員会 | 意見交換         |
| 平成18年3月14日 | 現地調査   | 建設予定地、類似ダム調査 |
| 平成18年3月29日 | 第4回委員会 | 意見交換         |
| 平成18年4月25日 | 第5回委員会 | 意見交換         |
| 平成18年5月23日 | 第6回委員会 | 意見交換         |

<意見の内容（要約）>

① 治水の目標

目標とする計画規模を、計画対象降雨1/50年確率、流量は赤倉温泉地点で340m<sup>3</sup>/sとすることは妥当と判断。赤倉地区は早急な治水効果の発現を期すべきである。

② 治水の手法

本委員会では、様々な観点から治水対策について議論を行ってきた。その結果、最上小国川の治水対策として、現制度の下では穴あき型ダム案に依るほかないと考えられる。ダムの計画にあたっては、本委員会や他地区で指摘されている問題点について、検討し解決に努めていただきたい。

③ 環境への配慮

動植物やアユへの影響評価のため、ダム整備前の早い時期から整備後まで流域のモニタリング調査を実施し、影響緩和・解消対策を用意しておくことが必要。モニタリングは、専門家に加えて関連機関・団体及び住民も参加した活動が重要。影響が出た場合は直ちに対策を講じるべきである。

④ その他

治水の手法では、一部の委員から環境影響・温泉振興を配慮しダムは作るべきでないとの意見もあった。今後とも説明を重ね、理解を得ることが重要。また、最上小国川の整備にあたっては、親水活動に利用する場の維持形成とともに、ダム堤体についても景観への配慮に努めることにより赤倉温泉の振興につなげるべき。さらに教育の現場や地域において、災害の歴史や取組の経緯、豊かな自然の状況を子供たちに知らせることが望まれる。

b 同条第4項に規定する公聴会の開催等関係住民の意見を反映させるために必要な措置

小委員会の報告を受け県が作成した河川整備計画変更原案について、関係住民を対象に平成18年6月24日に最上圏域河川整備計画公聴会を開催した。

c 流域委員会による意見（学識経験者の意見聴取）

小委員会の報告を受けた流域委員会は、河川整備計画変更原案について、次のとおり2回の委員会と現地視察を実施し、公聴会などでの意見をも踏まえ、河川法第16条の2第3項に規定する学識経験者の意見としてとりまとめ、平成18年11月2日知事に提出している。

<流域委員会開催状況>

| 開催日        | 会議名     | 内 容              |
|------------|---------|------------------|
| 平成18年8月24日 | 第11回委員会 | ・河川整備計画の変更について   |
| 平成18年10月6日 | 現地視察    | ・赤倉温泉地区・建設予定地等視察 |

|             |         |                               |
|-------------|---------|-------------------------------|
| 平成18年10月16日 | 第12回委員会 | ・河川整備計画の変更について<br>・委員会意見とりまとめ |
|-------------|---------|-------------------------------|

<意見の内容>

- ① 穴あきダムを含む河川整備の実施にあたっては、その目的・機能が継続して発揮できるよう維持管理体制の充実を図られたい。  
なお、その際は、地域特産の松原アユ等の生息環境等に十分配慮した技術検討をさらに重ねていただきたい。
- ② 地域の成り立ちや地域特性などを踏まえ、穴あきダムを含む河川整備により地域の治水や環境への対応がなされることを流域住民が十分理解できるように努めるとともに、明日を担う子どもたちを含め、地域が主体となって美しい川づくりに取り組んでいけるような仕組みづくりを行っていただきたい。

d 同条第5項に規定する関係市町村長の意見聴取

県は、上記の意見を受けて河川整備計画〔変更〕（案）を作成し、関係市町村長の意見を聴取した。それに対して、平成18年12月5日に舟形町長から、平成18年12月6日に最上町長から計画の変更に同意する旨の回答があった。

(ウ) 最上川水系最上圏域河川整備計画の変更

県は、前記(イ)の意見の聴取等の手続きを経て、平成18年12月8日に最上小国川の治水計画としてダム（流水型）建設計画を盛り込んだ河川法第79条第1項に規定する河川整備計画の変更認可申請を国土交通省東北地方整備局に行い、平成19年1月5日国土交通大臣の認可を得ている。

また、平成19年1月16日に山形県公報において公告し、河川法第16条の2第6項に規定する公表を行っている。

オ 地域住民に対する説明と対応

河川整備計画の変更を受けて、次のとおり治水対策住民説明会など地域住民に対する説明が行われたが、その際、一部の出席者から河道改修に対する要望や、ダム（流水型）建設に対する環境面・洪水調整機能面からの懸念が示された。

<主な住民に対する説明の状況>

| 開催日         | 名称             | 出席人数  | 主な意見                                  |
|-------------|----------------|-------|---------------------------------------|
| 平成18年11月24日 | 最上小国川治水対策住民説明会 | 約420名 | ・3工法案の環境影響について<br>・基本高水流量の算定について      |
| 平成20年5月28日  | 最上小国川治水対策事業報告会 | 約350名 | ・藻類の調査期間について<br>・河床が下がって温泉が出なくなった例の有無 |

なお、これらの要望や懸念に関連し、県によって以下のとおり調査検討が行われている。

(7) 温泉影響調査

a 調査の目的

県が昭和63年度に赤倉地内の最上小国川左岸で行った護岸工事で、河床の岩盤を掘削した際に周囲の温泉に影響を与えたことから、赤倉地内において、河床から湧き出る源泉に影響を与えずに河道改修により治水対策を実施することが可能かを検討するための基礎資料として、温泉の湧出機構を明らかにするために行われた。

b 調査の方法

調査にあたっては、調査の内容・方法について、3名の学識経験者からアドバイスを受けて実施された。

調査方法は、地質状況や地質構造を調査する地形地質調査と、河床に分布する岩盤の位置を調査するための物理探査及び、岩盤を直接目で見える岩盤観察調査である。

c 調査期間

平成20年7月18日から平成21年3月25日

- d 調査結果
- (a) 岩風呂の源泉は、河川の水位を下げただけで湧出量の減少が明らかに現れ、岩風呂の水位と河川水位は微妙なバランスが保たれている。河川工事に伴い、長期間にわたり河川水位を下げることは、岩風呂に関して甚大な影響を与えることは明らかである。
- (b) 仮に河床の岩盤掘削を伴う工事を実施する場合は、掘削やそれに伴う振動で、周辺岩盤に緩みが発生するなどにより、温泉水の湧出する位置が変わって、現在の湧出機構の微妙なバランスを崩してしまう。その場合、河川水位を回復させても温泉水の湧出量に変化する可能性が高い。
- (c) 今回の河床岩盤調査では、河川内の一部の水位を低下させただけでも源泉に対して影響を与えることが明らかになっており、河床を掘削することは源泉に対して著しい影響を与える可能性がある。
- e 調査結果を踏まえた県の判断
- (a) 河床岩盤を掘削することは、温泉水の湧出機構を崩すことから、困難である。
- (b) 河床砂礫を掘削することは、河川水位が低下し、水位バランスの崩壊を招き、源泉に対して著しい影響を与えるため、困難である。
- (c) これらのことから、赤倉地区の治水対策は、河川改修によることは困難である。
- (イ) 環境に対する影響検討
- a 環境影響調査の実施
- 最上小国川ダムは、環境影響評価法（平成9年法律第81号）及び山形県環境影響評価条例（平成11年7月県条例第29号）に基づく環境影響評価の対象外の事業規模であるが、県では、環境に配慮すべきとの観点から、環境影響評価に準じた環境影響調査を平成10年度より実施している。
- b 最上小国川流域環境保全協議会における検討
- 最上小国川流域における治水対策を進めるにあたり、ダム建設予定地周辺及び最上小国川流域の環境保全を図るため、魚類や環境等の学識経験者及び地元代表を構成員とする最上小国川流域環境保全協議会を平成21年1月20日に設置し、7回にわたる審議の後、平成22年10月8日に中間とりまとめを行っている。なお、同協議会は、平成24年6月末までに10回開催されているほか、ダムの工事中及び完成後も継続することとされている。
- <中間とりまとめの内容>
- ① 水環境については、流水型ダムの特性上、平常時は流水や土砂移動への影響が小さいと考えられる。また、洪水時は水の貯留による水温・溶存酸素・水質（富栄養化）は、ダムのない場合とほぼ同様であると考えられる。

シミュレーションの結果、洪水時における濁りの濃度及び継続時間において、ダムのない場合と比較し若干の差異が生じる。その差異による魚類（アユ等）の成育や生態に対する影響は小さいと考えられる。

なお、流水型ダムは全国的にも事例が少ないことから、今後も最新知見等を収集し、水環境への影響に配慮するよう努める。

② 動植物等については、環境保全措置や配慮事項等による影響の低減が期待される。

③ 付着藻類については、環境保全協議会で審議した検討方針に基づき、継続した調査が必要である。

④ 工事中の騒音・振動については、至近集落と事業実施区域が離れているため、影響は小さいと考えられる。
- (ウ) ダムの閉塞及び超過洪水対策の検討
- ダムの常用洪水吐きの流木及び土砂による閉塞を防止するため、平成21年度のダム本体実施設計において、独立行政法人土木研究所の指導を受けて水理模型実験等を実施し、洪水吐き及び関係する水理構造物の水理特性の解明とその形状の検討等を行うことにより、常用洪水吐きや鋼製スクリーンの形状を決定している。スクリーン上部は流木の流入を防止するため、格子幅を、現地調査で確認した立木の樹径（20～30cm）以下となる20cmに設定し、下部は土砂が通過するため、格子幅は、現地調査で確認したダム上流の土砂の最大粒径（25cm）が十分に通過できる40cmに設定している。また、水理模型実験により、スクリーンの効果の確認を行ったほか、引き続き技術的な検討を行っていくとして

いる。

超過洪水については、非常用洪水吐きから放流を行うことを考慮した設計としており、超過洪水が発生した場合においても、超過洪水となるまでの時間差により避難誘導の時間が得られるほか、ダムの貯留効果により、徐々に放流量が増加することから、鉄砲水のように放流されることを防ぐ構造となっている。

カ 国土交通大臣から知事に対するダム事業検証・検討の要請

(7) 検証・検討の経過

平成22年9月28日に国土交通大臣から山形県知事に対し、ダム事業に関する検証に係る検討の要請があり、併せて、その進め方についてダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目（以下「要領細目」という。）が示されている。

県では、これを受け、学識経験者等を構成員とする最上小国川流域の治水と活性化を考える懇談会（以下「懇談会」という。）及び関係地方公共団体との検討の場となる最上小国川流域治水対策検討会議（以下「検討会議」という。）を設置し、これらからの意見を参考に、要領細目に従い検証を進め、対応方針（素案）としてとりまとめた。この対応方針（素案）については、その後実施されたパブリックコメント及び流域住民説明会での意見や、検討会議からの意見を参考に対応方針（案）としてとりまとめられた。

この対応方針（案）については、山形県公共事業評価監視委員会（以下「監視委員会」という。）及び関係地方公共団体の意見を聴いて、最終的に山形県の対応方針として決定され、国土交通大臣に報告されている。

a 会議等実施状況

| 会 議 等 名 称             | 開 催 日                      |
|-----------------------|----------------------------|
| 最上小国川流域の治水と活性化を考える懇談会 | 平成22年3月29日                 |
|                       | 平成22年8月23日                 |
|                       | 平成22年11月11日                |
| 最上小国川流域治水対策検討会議       | 平成22年11月9日                 |
|                       | 平成22年12月22日                |
| パブリックコメント             | 平成22年12月1日<br>～平成22年12月31日 |
| 流域住民説明会               | 平成22年12月14日                |

b 山形県公共事業評価監視委員会

(a) 実施状況

| 開 催 日       | 名 称                                |
|-------------|------------------------------------|
| 平成22年11月5日  | ダム事業の経緯・検証検討の説明                    |
| 平成22年11月24日 | 現地調査・審議                            |
| 平成23年1月14日  | 最上小国川ダム事業の検証に係る「対応方針（案）」の審議        |
| 平成23年2月3日   | 最上小国川ダム事業の検証に係る「対応方針（案）」の審議・意見書の作成 |



## (b) 知事への意見書

平成23年2月16日に「最上小国川ダム事業の検証に係る対応方針（案）は妥当」との意見を知事に提出。

## c 対応方針（案）に対する関係地方公共団体の回答（概要）

## (a) 最上町長（平成23年2月14日）

「対応方針（案）については、異義ありません。」

## (b) 舟形町長（平成23年2月17日）

「対応方針（案）については了解とします。なお、事業の必要性や環境、生態系について、今後とも、十分な調査と丁寧な説明を行い、理解と協力が得られるようお願いする。」

## (4) 検証・検討の概要

検証・検討にあたっては、計画の前提となっている総事業費、堆砂計画、工期、基本降水量、事業の投資効果について、最新データを加味したうえで点検等を行っている。

また、治水対策については、要領細目で示された26の方策から、赤倉地区の特徴を考慮して適用可能な方策として、治水安全度の向上が図られるダム（流水型ダム）案、遊水地と河道改修を組み合わせた遊水地案、放水路案、河道改修案の4案を抽出し評価を行っている。

この4案の評価にあたっては、要領細目に示された7つの評価軸（①安全性、②コスト、③実現性、④持続性、⑤柔軟性、⑥地域社会への影響、⑦環境への影響）によってそれぞれ評価を行ったうえで、財政的、時間的な観点を加味して、次のような考え方で総合的評価を行っている。

① 一定の「安全度」を確保することを前提として、「コスト」を最も重視する。

② 一定期間内に効果を発現するか、など時間的な観点から見た実現性を確認する。

③ 最終的には、環境や地域への影響を含めて全ての「評価軸」により、総合的に評価する。

前記4案について評価を行った結果、コストではダム（流水型ダム）案が最も有利であり、効果の発現時期でもダム（流水型ダム）案が概ね5年後と最も早くなっている。さらに、その他の評価軸である実現性、地域社会への影響、環境への影響、柔軟性などの評価結果からも、ダム（流水型ダム）案が最も有利であり、「最上小国川の治水対策案としてダム（流水型ダム）案を最良な治水対策」と評価されている。

## (4) 県の方針決定及び国の対応方針の決定

## a 県の方針決定

平成23年2月25日に、県は「コスト、効果発現、環境や地域への影響を含めて全ての評価軸により総合的に評価した結果、ダム（流水型ダム）を最良な治水対策とする。」との理由により、事業継続の対応方針を決定するとともに、検証結果を国に提出している。

## b 国の方針決定

平成23年8月12日に、国は「総合的な評価として、現計画案（最上小国川ダム案）が優位としている検討主体の対応方針『継続』は妥当であると考えられる。」として、継続（補助金交付を継続）の対応方針を決定している。

## キ ダム等建設事業全体計画の認可

河川法第79条第1項に規定する最上小国川ダム建設に係る事業全体計画は、平成23年11月30日に国土交通省より認可を受けた。

## (4) 内水被害対策

県は、赤倉地区の洪水被害時に内水による被害も同時に発生していることから、内水に対する対策も緊急課題として、内水による被害軽減に向けて、平成21年度から平成22年度において関係機関からなる内水対策検討会を設置し、現状把握と問題点の共有、被害軽減策の検討を行っている。

平成23年度からは、検討内容に沿って役割分担を決め事業化を推進しており、事業執行にあたっての課題の解消や情報交換を円滑に行うため、関係機関からなる赤倉地区内水対策事業連絡調整会議を設置している。

平成24年度は、赤倉地区における雨量データや過去に調査・検討された資料を整理したうえで、内水状況を解析し、整備効果、経済性、維持管理を考慮しながら内水処理計画の検討を行うこととしているほか、排水樋管の整備、取付水路・導水路等の整備により排水機能の向上を図ることとしている。

## (5) 監査対象となる支出及び支出予定案件

平成24年6月29日現在における、平成24年度予算の最上小国川ダム建設事業に係る支出及び今後支出が予

定されているものは、以下のとおりである。

ア 職員旅費

職員の出張に伴う普通旅費は、27件57,738円が執行済であり、そのうち16件55,524円が支出済となっており、これらのものについて旅行命令及び支出に係る書類を確認した。

イ 契約済のもの

次の7件の契約が締結されており、契約に係る書類を確認した。

| 契約日        | 契約名                   | 契約額（円）     | 備考                          |
|------------|-----------------------|------------|-----------------------------|
| 平成24年4月24日 | 最上小国川ダム水質調査業務委託       | 1,575,000  |                             |
| 平成24年4月25日 | 最上小国川ダム流量等観測業務委託      | 5,355,000  |                             |
| 平成24年4月27日 | 最上小国川ダム技術補助委託         | 9,240,000  | 平成24年6月22日<br>実績払 253,492円  |
| 平成24年4月27日 | 最上小国川ダム関連設備設計検討業務委託   | 17,094,000 |                             |
| 平成24年5月17日 | 最上小国川ダム転流工詳細設計業務委託    | 20,160,000 |                             |
| 平成24年5月21日 | 最上小国川ダム地質調査及び地質解析業務委託 | 6,478,500  |                             |
| 平成24年5月25日 | 最上小国川ダム用地調査等事務委託 その1  | 12,075,000 | 平成24年6月7日<br>前金払 3,620,000円 |

ウ 今後の契約予定

上記のほか、今年度は、工事予定箇所の用地取得及び補償契約と、工事用道路及び転流工工事契約が予定されている。

## 2 判断

### (1) 河川整備計画の変更及びダム事業の検証・検討手続き

最上小国川の治水対策については、平成19年1月16日に一部変更された最上川水系最上圏域河川整備計画〔変更〕（知事管理区間）（以下「変更河川整備計画」という。）に、治水専用ダム（穴あきダム）の整備が明記されている。この変更河川整備計画の策定にあたっては、関係法令に基づき、学識経験者で構成される流域委員会における検討、公聴会の開催、関係市町村からの意見聴取の手続きが適正に行われている。また、温泉影響調査、環境影響調査を実施するなど、十分な調査、検討が行われている。

平成22年度に国土交通大臣の要請に基づき行われたダム事業の検証・検討についても、国が示した要領細目に沿って、学識経験者等からなる懇談会、関係地方公共団体との検討の場である検討会議、流域住民説明会等における意見を踏まえ、対応方針（案）をとりまとめ、さらに、監視委員会及び関係地方公共団体の意見を聴いて、最終的に、平成23年2月25日に「総合的に評価した結果、ダム（流水型ダム）を最良な治水対策とする。」との理由により、継続の方針を決定し、国に提出している。

国においても、平成23年8月12日に「総合的な評価として、現計画案（最上小国川ダム案）が優位としている県の対応方針『継続』は妥当」として、継続（補助金交付を継続）の対応方針を決定している。

以上のとおり、河川整備計画の変更及びダム事業の検証・検討の手続きは適正に行われているものと認められる。

### (2) 請求人の主張に対する判断

請求人の主張を整理すると、①内水被害対策を行わないでダム建設を行うこと、②河道改修による治水対策が可能であるにもかかわらずダム建設を行うこと、③ダム建設は、動植物の生育環境を変化させ、流域住民の生活と経済活動に大きな損失をもたらすこと、④穴あきダムは、閉塞の可能性が高く、また超過洪水発生時の水害被害軽減が不確実なことを理由に、最上小国川ダム建設を違法とするものである。

以下、項目毎に判断を述べる。

#### ア 内水被害対策を行わないでダム建設を行うこと

## (ア) 請求人の主張

これまでの赤倉温泉地内の水害の大部分は内水被害であり、内水対策を行わないでダム建設を行うことは違法である。

## (イ) 判断

県は、「赤倉地区の浸水被害は、洪水時に河川水位が上昇することに起因していることから、内水対策のみでは根本的な解決にはならない。また、浸水は、内水による浸水と河川からの越水による浸水が混在、あるいは同時に発生しており、明確に切り分けることは困難である。」との見解を示している。

このため、県では、ダム建設と並行して内水被害の軽減に向けた対策を関係機関とともに講ずることとしており、平成21年度から関係機関からなる内水対策検討会を設置し被害軽減策の検討等を行い、検討内容に沿って役割分担を決め事業化を推進している。平成24年度は、赤倉地区における雨量データや過去に調査・検討された資料を整理したうえで、内水状況を解析し、整備効果、経済性、維持管理を考慮しながら内水処理計画の検討を行うこととしているほか、排水樋管の整備、取付水路・導水路等の整備により排水機能の向上を図ることとしている。また、事業執行にあたっての課題の解消や情報交換を円滑に行うため、赤倉地区内水対策事業連絡調整会議を設置している。

以上のとおり、県は、ダムの建設事業と並行して内水対策を進めているところであり、内水対策を行わないでダム建設を行うことは違法であるとする請求人の主張は根拠を欠くものと認められる。

## イ 河道改修による治水対策が可能であるにもかかわらずダム建設を行うこと

## (ア) 請求人の主張

県が、特定の温泉旅館の岩風呂の温泉湧出を増やす目的で、コンクリート固定堰を設置し、河床が本来の高さ（自然な高さ）より高くなっており、結果、河川の流下能力が低くなっている。河川の流下能力を低下させたままダム建設を行うことは違法である。

また、河床掘削により温泉湧出に影響が出ると考えられるのは一か所だけであり、適切な対策を取れば河床掘削の影響を避けられる。温泉の湧出に影響させずに、河道改修による治水対策が可能であるにもかかわらず、ダム建設を行うことは違法である。

## (イ) 判断

請求人は、証明書「No.5 赤倉地区の河床高の変化」等により、「県の設置した固定堰により、河床は本来の高さ（自然な高さ）より1 m以上高くなっている。」と主張しているが、県は、「請求人が堰と主張している構造物は床止めであり、河床の洗掘を防止し護岸や橋梁の基礎が洗掘され不安定になることを防止するとともに、右岸側の慣行水利権のための取水設備の水位維持を目的として設置している。橋脚の基礎の高さや護岸の状況等の写真から、河床高がかなり以前より現在と同様の高さであったと判断している。」との見解を示している。

この証明書No.5を検討すると、県が作成した「赤倉地区河道の現況河道水位縦断図」に、請求人が「本来の河床高さ（現河床より1 m以上低い）」として破線等を追加記載したものであるが、本来の河床の高さの根拠が示されていないことから、河床の高さが本来の高さ（自然な高さ）より1 m以上高くなっているという主張を証明するものとはいえない。

河床掘削による温泉湧出への影響については、県が、平成20年度に実施した温泉影響調査において「河床の岩盤掘削を行う工事は、現在の湧出機構の微妙なバランスを崩してしまい、河川水位を回復させても温泉水の湧出量に変化する可能性が高い。河床を掘削することは源泉に対して著しい影響を与える可能性がある。」とされており、また、県が昭和63年に赤倉地内の最上小国川左岸で行った護岸工事において、右岸側の源泉に影響が残り、温泉旅館に廃業補償を行わざるを得ない事態が発生している。

この件について、請求人は、「河床掘削により影響が出ると考えられるのは一か所であり、適切な対策を取れば河床掘削の影響を避けられるだけでなく、湧出を安定させる効果も期待できる。」と主張しているが、その主張の根拠とする証明書「No.9 最上小国川ー河川改修は可能」には、適切な対策について具体的な根拠が示されていない。

なお、平成22年度に国土交通大臣からの要請に基づき、国が示す要領細目に沿って行われたダム事業の検証・検討において、ダム（流水型ダム）案が最上小国川の治水対策案として最良のものとの評価がなされており、この県の検証・検討の結果については、国も妥当としているところである。

以上のとおり、請求人の主張は具体的な根拠を欠くものと認められ、また、最上小国川の治水対策として、ダム（流水型ダム）建設を選択するにあたっては、十分な検証・検討が行われているものと認められる。

なお、河道改修による治水対策が可能とする請求人の主張は、既往最大流量（推定270m<sup>3</sup>/s）への対応を前提としているものであるが、変更河川整備計画においては、県が国土交通省河川砂防技術基準等に基づき算定し、流域委員会の意見を聴いて設定した340m<sup>3</sup>/sに対応した治水安全度が必要とされているところである。

ウ ダム建設は、動植物の生育環境を変化させ、流域住民の生活と経済活動に大きな損失をもたらすこと

(7) 請求人の主張

穴あきダムは、流量制限や濁水の継続などにより、動植物の生育環境を変化させ、流域住民の生活と経済活動に大きな損失をもたらすものであり、ダム建設は違法である。

(4) 判断

ダム建設による環境への影響については、平成10年度より動植物等の生態調査等のための環境影響調査を実施するとともに、最上小国川流域等の環境保全を図るため平成21年1月20日に最上小国川流域環境保全協議会を設置している。同協議会では、平成22年10月8日に、「水環境については、流水型ダムの特性上、平常時は流水や土砂移動への影響が小さいと考えられる。また、洪水時は水の貯留による水温・溶存酸素・水質（富栄養化）は、ダムのない場合とほぼ同様であると考えられる。洪水時における濁りの濃度及び継続時間において、ダムのない場合と比較し若干の差異が生じる。その差異による魚類（アユ等）の成育や生態に対する影響は小さいと考えられる。」との中間とりまとめを行っている。また、同協議会は、ダムの工事中及び完成後も継続することとされ、最上小国川流域等の環境の保全については、引き続き配慮していくとしている。

さらに、平成22年度の国土交通大臣からの要請に基づき、国が示す要領細目に沿って行われたダム事業の検証・検討においても、ダム（流水型ダム）案が、他の治水対策に比較し、環境への影響においても最も有利であるとの評価がなされており、この県の検証・検討の結果については、国も妥当としているところである。

また、請求人は、流量制限や濁水の継続などにより、動植物の生育環境を変化させ、流域住民の生活と経済活動に大きな損失をもたらすと主張しているが、その主張の根拠とする証明書「No.10穴あきダムによるアユへの影響を考える」は、同協議会の検討結果が不十分であるとしているものの、具体的に請求人の主張を証明するものとはいえない。

以上のとおり、環境の影響に対する調査・検討は、十分に行われたものであると認められる。

エ 穴あきダムは閉塞の可能性が高く、また超過洪水発生時の水害軽減効果が不確実なこと

(7) 請求人の主張

常用洪水吐きは、土砂や流木により閉塞する可能性が極めて高く、閉塞により下流の自然環境等に悪影響があり、超過洪水の場合は、洪水制御機能が発揮されず逆に流下量が増加する。水害軽減効果の不確実な穴あきダムによる治水対策は違法である。

(4) 判断

県は、常用洪水吐きの閉塞対策として、常用洪水吐きを2門とし、鋼製スクリーンを設置するなど、独立行政法人土木研究所の指導を受けた水理模型実験等により十分な検討と対策を講じており、その効果についても、水理模型実験により確認を行っている。

また、同規模で類似の構造の流水型ダムで、平成18年度に完成した島根県の益田川ダムについて確認したところ、これまで閉塞の事態は発生していないとの回答を得ている。

超過洪水が発生した場合については、非常用洪水吐きから放流を行うことを考慮した設計となっており、超過洪水が発生した場合においても、ダムに貯留効果があり、超過洪水となるまでの時間差により避難誘導の時間が得られるなど、一定の効果が認められるところである。

以上のとおり、閉塞及び超過洪水発生への対策について、現時点において可能な検討と対策が適切に講じられていると認められる。

(3) 平成24年度予算の支出

平成24年度予算の最上小国川ダム建設事業に係る支出については、最上小国川ダム建設事業そのものについて違法若しくは不当とは認められないこと、及び平成24年6月29日現在の予算の執行状況を確認した結果も、適正に執行されているものと認められたことから、違法若しくは不当とは認められない。

3 結論

以上により、本件請求については、法第242条第1項に規定する違法若しくは不当な公金の支出に該当すると

は認められない。

よって、本件請求を棄却する。

平成24年8月31日印刷  
平成24年8月31日発行

発行所 山形県庁  
発行人 山形県

〒990-0071 山形市流通センター一丁目5-3  
印刷所 坂部印刷株式会社  
印刷者 坂部 登  
電話 山形 (631)2057 (631)2056